

JIS 認証取得者 各位
JIS 認証申込者 各位

一般財団法人 電気安全環境研究所

産業標準化法施行に伴う用語等の読み替えについて
(JISマーク表示制度関連のみ)

2019年7月1日付け産業標準化法施行により条項や用語等に変更が生じておりますが、それらに伴うJETの諸規程（契約書や認証書を含む）につきましては、当面の間、下表のとおり読み替えることと致します。

なお、認証書につきましては認証内容に変更が生じた場合に限り同法に対応した認証書を発行致します。

改正前	改正後	備考
工業標準化法	産業標準化法	
日本工業規格	日本産業規格	
第十九条第一項～第三項	第三十条第一項～第三項	鉱工業品の表示
第十九条第四項 第二十条第三項	第三十四条	JIS マークの表示の禁止
第二十条第一項、第二項	第三十一条第一項、第二項	加工技術の表示
第二十一条第一項、第二項	第三十五条第一項、第二項	報告徴収及び立入検査
第二十一条第三項	第三十五条第五項において準用する 第二十九条第二項	立入検査証票
第二十一条第四項	第三十五条第五項において準用する 第二十九条第三項	立入検査権限の解釈
第二十二条第一項、第二項	第三十六条第一項、第二項	表示の除去命令等
第二十三条第一項～第三項	第三十七条第一項～第三項	外国製造業者等の表示
第二十三条第四項	第三十七条第七項	外国製造業者等の準用規定
第二十四条第一項、第二項	第三十八条第一項、第二項	JIS マーク品の輸入
第二十五条第一項、第二項	第三十九条第一項、第二項	登録
第二十六条	第四十条	欠格条項
第二十七条	第四十一条	登録の基準
第二十八条	第四十二条	登録の更新
第二十九条	第四十三条	承継
第三十条	第四十四条	手数料
第三十一条	第四十五条	認証の義務
第三十二条	第四十六条	事務所の変更の届出
第三十三条	第四十七条	業務規程
第三十四条	第四十八条	業務の休廃止
第三十五条	第四十九条	財務諸表等
第三十六条	第五十条	適合命令
第三十七条	第五十一条	改善命令
第三十八条	第五十二条	登録の取消し等
第三十九条	第五十三条	帳簿の記載
第四十条	第五十四条	報告徴収及び立入検査
第四十一条	第五十五条	外国認証機関
第四十二条	第五十六条	外国認証機関の取消し等
第六十九条の二	第七十三条	NITE の事務
第六十九条の三	第七十四条	NITE の立入検査
第七十条～第七十四条	第七十八条～第八十二条	罰則
日本工業規格への適合性の認証に関する省令	鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令	

注1) 法律の条項は、「法」を省略

注2) 産業標準化法の経過措置（経済産業省のHPより抜粋）

- ・旧 JIS 法に基づく JIS は、次の改正までの間新法に基づくものとみなされます。
- ・旧 JIS 法に基づく JIS マーク認証等は新法に基づくものとみなされます。
- ・英語名称（Japanese Industrial Standards）は継続されます。